

# 藤原宮東方官衙南地区の調査

## 一 第 211-1 次

### 1 調査の経過

**調査に至る経緯** 檜原市高殿町、特別史跡藤原宮跡内における個人住宅の建て替えにともなう発掘調査である。建物の建設および浄化槽設置による史跡への影響を回避するため、工事に先立ち発掘調査を実施した。

**作業の経過** 調査期間は2022年4月15日から4月20日、調査面積は約16m<sup>2</sup>である。4月15日に発掘調査区を設定した。4月18日に現場の設営および重機掘削をおこない、重機掘削終了後に人力による遺構検出を開始した。同日中に遺構検出を終えた。4月19日に全景写真の撮影ならびに遺構平面図・土層図の作成をおこなった。4月20日に遺構面保護のため川砂を撒いたのち埋め戻しを完了し、現地での調査を終了した。

発掘調査で出土した遺物は少量であった。調査終了後に洗浄・分類・注記作業を実施したのち、主要遺物について実測図を作成した。

### 2 遺跡の位置と環境

調査地は現在の高殿集落東南部に位置する。集落の東西には幅0.6～1.5mの環濠が設けられており、さらにそれよりも幅狭い水路が宅地の間をめぐる。こうした水路の一部が、本調査区の東辺・南辺に沿って流れる。

また、調査地は藤原宮東方官衙南地区に含まれるとともに、調査区西辺は過去の調査<sup>1)</sup>から推定される東二坊間路東側溝の心から東に約3.7mの位置にある。

周辺では、調査地の西方および南方において、藤原宮期の官衙に関連するとみられる掘立柱建物を検出している（第23-4・29-3・114-10・188-7次（南区）調査）。また調査区の北延長線上にて、中世の南北溝SD9510および近世の南北溝SD9515を検出している（第114-9次調査）。SD9510は高市郡路東二十六条三里二坪の東端付近を流れることから、条里の坪界溝にあたる可能性が指摘されている。SD9515は北で東に4°強の振れをもつ溝で、現在の環濠に付け替えられた18世紀の基幹水路と推定されている（『紀要2003』）。

こうした周辺の調査成果から、本調査では藤原宮期の

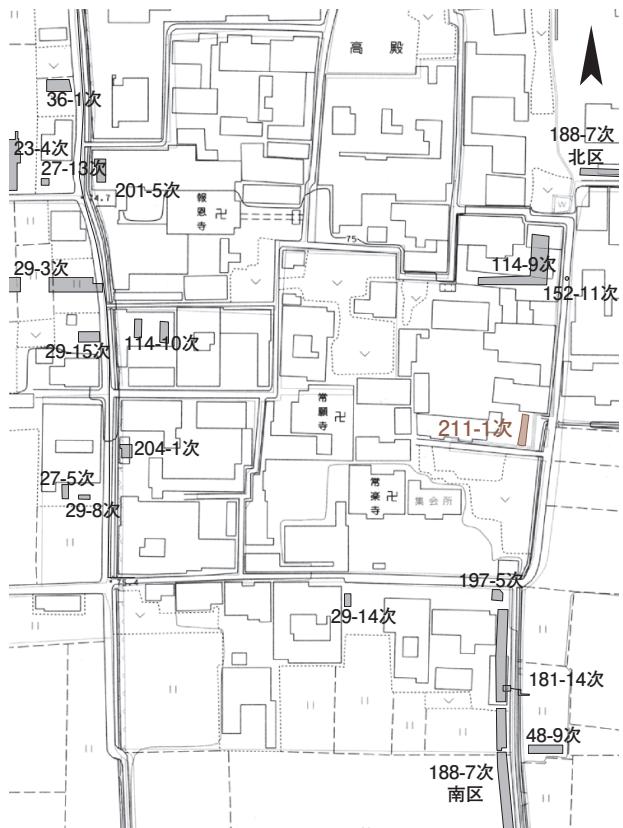


図16 第211-1次調査区位置図 1:2000

官衙関連遺構やSD9510・9515の南延長部分の検出が見込まれた。

### 3 調査の方法と成果

**調査の方法** 東西2m、南北8mの調査区を設定した。発掘調査では、GNSS測量機を用いたネットワーク型RTK法で調査区内に基準線を設定し、縮尺1/20で平面図等を作成した。標高は飛鳥・藤原No.173(X=-166,603.438, Y=-17,305.828, H=79.416m)を基準として飛鳥・藤原第197-5次調査(2018年度)で設定した基準点から直接水準測量をおこなった。近現代の盛土下部までの大半を重機で掘削し、それ以下の掘削・検出作業は人力によった。現地表から1.2m下まで掘削したが、調査区底面の地盤が不安定であったため、それ以下の掘り下げは断念した。

**基本層序** 上から順に、①表土・盛土(10～60cm)、②暗緑灰色シルト・砂質土(40cm、調査区南辺沿いの環濠の裏込土)、③青灰色シルト・粘質土(20～90cm、近現代の埋立土)、④灰色粗砂(20～40cm、自然堆積か)である。

灰色粗砂の上面で遺構検出をおこなったが、調査区全

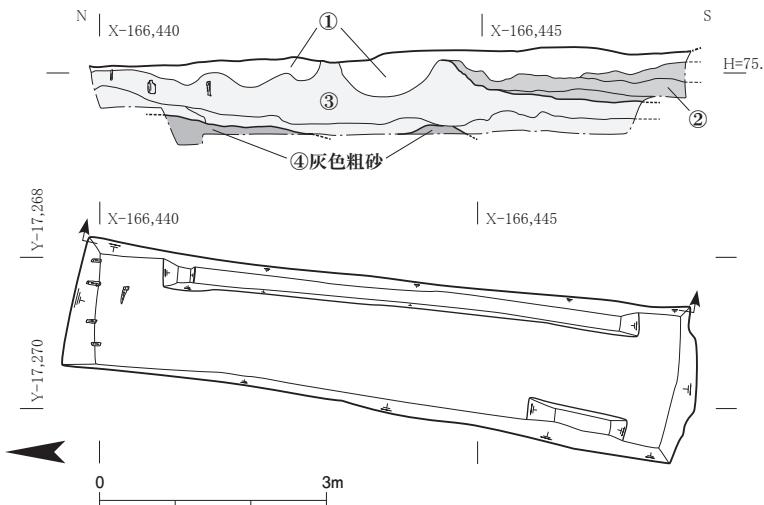


図17 第211-1次調査区遺構図・東壁土層図 1:100

体に近現代の遺物を含む土砂が厚く堆積し、掘削底面までにおいて近世以前の遺構や包含層は存在しなかった(図17、PL.11-1)。なお、灰色粗砂は確認できた範囲で遺物を含まず、その形成時期は不明である。

**出土遺物** 整理用コンテナ1箱分の瓦と、整理用コンテナ1箱分に満たない少量の土器が、いずれも青灰色シルト・砂質土から出土した。

瓦の内訳は、左巻き三巴文軒丸瓦1点(図18)、丸瓦2点(0.6kg)、平瓦9点(1.1kg)である。左巻き三巴文軒丸瓦は巴頭部が丸く、珠文径は10mm以上。瓦当外縁をミガキ調整し、丸瓦部は凹面・凸面ともに丁寧にナデ調整する。近世後半以降の所産であろう。丸瓦・平瓦は、いずれも凹面・凸面ともに丁寧にナデ調整する。近世以降の所産とみられる。

(岩永 玲)

土器については、近現代の施釉陶磁器を主体とするが、弥生後期型(第V様式系)甕の底部、布留型甕(布留4式期)の口縁部片、古代・中世の土器をわずかに含む。古代の土器は、土師器が杯胴部小片、須恵器が杯口と甕の小片からなる。中世の土器は、土師皿と土釜鉢部の小片がみられる。近現代の土器には、染付の椀、施釉陶器の椀、磁器の甕、陶器の小皿などが含まれる。

(山藤正敏)

#### 4まとめ

調査の結果、調査区周辺は近現代に約90cm以上の埋め立てをおこなっていることが判明し、工事掘削深度内において顕著な遺構は確認できなかった。高殿集落南半で

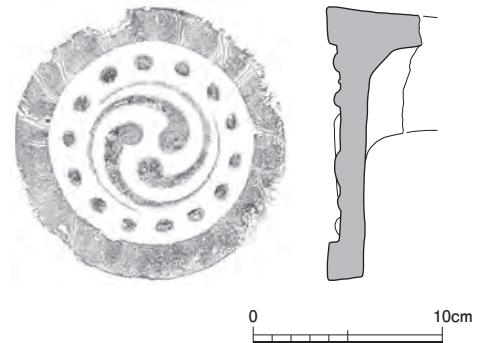


図18 第211-1次調査出土軒瓦 1:4

はこれまでに、第23-4・29-3・114-10・188-7次(南区)調査において標高74.2~75.1mで藤原宮期の遺構を、第110-4・114-9・201-5次調査において標高74.0~74.9mで中・近世の遺構を検出している。上述の灰色粗砂の上面の標高は74.5~74.6mであることから、本調査区周辺では藤原宮期から近世の遺構面は削平を受けたか、埋め立て以前の旧地形が周辺よりも低く落ち込んでいるものとみられる。

なお、本調査区の南方で実施した第188-7次(南区)調査では、標高74.6m前後において黄灰色ないし灰色を呈する水流性の自然堆積層を確認し、その上面で藤原宮期の遺構を検出している。また本調査区の北方で実施した第114-9次調査でも、藤原宮期の基盤層下(標高74.2~74.4m)において灰褐色ないし灰色の砂礫からなる自然堆積層を確認している。藤原宮下層には多数の自然流路が存在することから、本調査区底部で確認した灰色粗砂もそうした自然流路の一部で、上述の自然堆積層と一連の可能性がある。

ただし、灰色粗砂の範囲や形成時期は詳かではなく、灰色粗砂が調査地の北方で検出した中・近世の南北溝SD9510ないしSD9515の南延長部分にあたる可能性も考慮する必要がある。

(岩永)

#### 註

- 1) 北から順に第56次調査、橿原考古学研究所1993年度調査、第108-5・30・75-13・21-1・33-4・118・113次調査。